

第 3 号議案

亀岡市市民プール条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市市民プール条例（平成 9 年亀岡市条例第 3 7 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 6 月 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市市民プール条例の一部を改正する条例

亀岡市市民プール条例（平成 9 年亀岡市条例第 3 7 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中

「

(2) 亀岡市犬甘野市民プール	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下 6 番地
(3) 亀岡市川東市民プール	亀岡市馬路町小米田 4 4 番地の 1

」

を

「

(2) 亀岡市川東市民プール	亀岡市馬路町小米田 4 4 番地の 1
----------------	---------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市市民プール条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 施設の老朽化等に伴い、亀岡市犬甘野市民プールを廃止すること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。